#### 辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成24年10月5日(金)午後1時30分から午後2時55分
- 2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室
- 3. 出席委員(15人)

会長 1番 武井 典夫

会長職務代理者 2番 三澤 省三

委員

3番 松澤 覚一

4番 山崎 今朝利

5番 野澤 宏

6番 赤沼 君人

7番 尾坂 壽夫

8番 根橋 建太郎

9番 山内 良春

10番 赤羽 則子

12番 上島 明徳

13番 下田 節子

14番 勝野 次郎

15番 小野 一喜

16番 赤羽 武直

- 4. 欠席委員 11番 小澤 髙佳
- 5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

- (1)9月許可決定の5条3件については、長野県農業会議 から9月18日付で許可相当の意見答申があったので、 許可指令書を交付した。
- (2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
- (3)農地法第18条第6項の規定による届出

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

#### 7. 会議の概要

#### <武井会長>

皆さん、こんにちは。大変秋の風も涼しくなって、皆さんの体力も夏場から顔を見ま すと、だいぶ回復してきているんではないかとこんな風に期待しております。私、先般 ちょっと用事があって長野のあるところへいってきましたら、長野県でもこの委員会が 東信地方でちょっとチョンボをやったというようなことで、武井、町の農業委員会も新聞 に出るようなチョンボだけはやってはならないぞというような言葉を受けて帰ってきた訳 でございます。皆さんもご存知のように東信地方でいわゆる農振地域を農業委員会に かけずにしてしまったというようなことで、補償問題までなったというようなことで私共こ の町でもそういうことのないように各農業委員の皆さん、任期までひとつそういう事のな いようにお願いしたいとこんな風に思う次第でございます。こういう風なことにつきまし ては農業委員また事務局一丸となって色々と進めなければいけないなと、こういう風な 状況でございます。特に補償問題まであるというようなことはよっぽどのことがない限り ならないと思いますけれど、そういうような事例が本年度発生しておるということで、ひ とつそういうことのないよう、それと同時にこれから皆さんにお願いをしてあります耕作 放棄地の調査等につきましてもひとつ住民の方、また各地域でトラブルのないようにや っていただきたいとこんな風に思っております。どうか任期中にそういう問題の発生の ない任期を終わりたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいとこんな様に 思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは会議を進めたいと思います。議事録の署名人でございますが、6番の赤沼 委員、9番の山内委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の、農地法の規定に基づく 許可について、お願いいたします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

# <足助事務局次長>

それではお願いしたいと思います。1番、所有権の移転でございます。

大字横川…にお住まいのAさん所有の、大字横川字一ノ瀬…番地、地目は畑、面積395㎡を、大字横川…番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲渡人は兼業農家であり手不足のため譲渡したい、また当該農地は譲受人の住宅に近く耕作に便利であるため取得したいということで売買が成立したものであります。この件につきまして、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用

が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は76 a で下限面積を超えております。 また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保 に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず 許可要件の全てを満たしていると考えております。この件につきましては、根橋委員と 松澤委員から意見書をいただいています。以上です。

# <武井会長>

はい、それでは根橋委員よりお願いいたします。

# <8番根橋委員>

根橋でございます。9月19日に松澤委員と現地を確認いたしました。地籍調査が済んでおりますが、一部境界がはっきりしないところがありましたが、譲渡人の A さんと・・・立ち会いました。一応境界のはっきりしないところは後日確認するということで伝えておきました。あとは譲受人の B さんの敷地にも面しておりますし、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

# <武井会長>

はい、ただ今根橋委員より説明があったわけでございます。それで堺の確認できなかったことは確認ができたわけですね。

#### <8番根橋委員>

まだ現時点ではできておりませんが、後日再確認いたします。

## <武井会長>

はい、ただ今根橋委員より後日再確認をするということでございますが、この件につきまして皆さんのご意見ご質問お伺いしたいと思いますが、どなたかご質問ありますか。 (「なし」の声)はい、それでは異議なしということでございますので、許可することに賛成でよろしいですか。はい、それでは根橋委員申し訳ないが確認をしたところ再度確認していただいて次の委員会にちょったまた報告をしていただきたいと、じゃあ、この件につきましては許可することにいたします。それでは次お願いいたします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~8番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

諏訪市大字中州…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字小野…番地、地目は登記現況とも畑、面積364㎡を、大字小野…番地のB社が取得し建売住宅を新築するための申請でございます。譲渡人はなくなった父から農地を相続したが農業

経験はなく町外に住んでいるため今後申請地を利用する予定もないため、譲渡したい。譲受人は宅建業免許を有する不動産業者で、隣接の宅地と合わせ建売住宅2棟を建設する計画であります。申請地はJR中央東線小野駅から概ね300メートル以内にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては小野委員、勝野委員、それぞれご意見をいただいております。以上です。

### <武井会長>

はい、それでは担当の小野委員より説明をお願いいたします。

# <15番小野委員>

はい、小野でございます。今事務局からありましたように9月16日に勝野委員と現地を確認しました。(議案書の)その他に書いてありますように宅地と一緒に合わせて、Bといって、私初めて聞いたんですけれどもCの中にありまして、私のところにきたのは、Cですけれどっていう形できたものですから、正式名というか、子会社のような感じだと思います。そこはAさんの妹さんが住んでいたんですけれども、体が悪くなってしまいまして、Cで買っていただいて生活の足しにしたいというのが裏話でありました。そのような形で、場所はですね(図面により場所の説明)ここは私地籍調査の時に立ち会いまして、相当複雑な場所だったんですけれども、杭をきちんと打ってありますし、それから下水道も完備しているので特別問題ないかなと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

# <武井会長>

はい、小野委員より詳細について説明があったわけでございますが、この件について何かご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)ここは地籍調査はできている訳ですよね。はい、よろしいですかね。それでは異議ないということですのでこの件につきまして許可することにいたします。それでは2番について、2番、3番、4番、5番、6番まで一括説明をお願いいたします。

### <足助事務局次長>

それでは2番から6番は同一事業ですので一括説明させていただきます。所有権の 移転でございます。

箕輪町大字中箕輪…番地のAさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積1294㎡、

大字伊那富…番地のBさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積416㎡、

大字伊那富…番地のCさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積848㎡、

大字伊那富…番地のDさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積1395㎡

中川村大草…番地のEさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積582㎡、

以上5筆を、塩尻市宗賀…の社会福祉法人Fが取得し、特別養護老人ホームを新築するための申請でございます。譲受人は申請地の隣接にすでにグループホーム施設を経営しており、また松本、塩尻、諏訪、岡谷、箕輪等でも福祉施設を経営しております。今回は申請地の他隣接の宅地を併せて合計7152㎡に施設を新築する計画でございます。開発許可についても同時に申請をしているということであります。申請地は、2番、4番、5番は上下水道の埋設された道路沿道で500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野南小学校と沢上公民館がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地、3番、6番はいずれの農地区分にも該当しないため農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地でありますが、隣接地と一体として同一の事業目的に供するものですのでやむを得ないと思われます。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

# <武井会長>

はい、それでは野澤委員より説明をお願いいたします。

### <5番野澤委員>

はい、野澤でございます。9月14日に尾坂委員とG(建設会社)のHさんという方と一緒に現地を確認しました。前に農地転用の関係で見ております、それでこの計画は(図面により場所の説明)隣接の宅地、農地転用とは関係ないですが、ここまで全部含めて老人ホームを建てるということでございます。それで事務局で説明あったとおりでございまして、特に問題ないと思います。何かありましたらお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

### <武井会長>

はい、ただ今説明がありましたように、この隣接の土地も含んでやるわけですね。それでこのところは宅地

#### <5番野澤委員>

ここが今製材所になっていて、ここを買い取って、そこはあとは箕輪の方へ移転するようです。

#### <武井会長>

はい、この件につきまして一応農振地域でございますが、先般の審議会でここのところは解除になっております。それでこのうように大きな老人ホーム、塩尻の I 病院の院

長さんである J さんがやるということでこういう計画でございます。この件につきましてはいかがなものでしょうか。ご意見ございますか。(「なし」の声)よろしいですか、はいそれではこの件、2番から6番について一括許可することにいたします。それでは続きまして7番お願いします。

## <足助事務局次長>

7番、使用貸借権の設定でございます。

箕輪町大字中箕輪…番地のAさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積118㎡と、大字伊那富…番地、地目は畑、41㎡を、大字伊那富…番地のBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在社宅に暮らしておりますが、家族が増え手狭となったので、父の所有する申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地はJR飯田線伊那新町駅から概ね300メートル以内にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定され原則許可で問題ないと判断いたします。合わせましてこの件には事業計画変更申請も提出されておりますのでお願いします。この件につきましては、上島委員、武井会長から意見をいただいております。

#### <武井会長>

はい、それではこの件につきまして上島委員よりお願いします。

#### <12番上島委員>

12番の上島です。それでは審査を申し上げます。9月18日に武井会長と私とで、C(建設会社)の担当者と立会を行いました。(図面により場所の説明)この土地は先程も話がありましたように親父さんの土地に息子さんがうちを建てるということでございます。この土地は地籍調査が済んでおりまして、杭は確認できました。道路は新町コミュニティセンターとの間に4メートルの道路がありそれに上下水道が埋設されております。また、北側の畑ですが地主の了解を得ており話をしておきました。以上で問題はないと判断いたしました、ご審議をお願いいたします。

### <武井会長>

はい、ただ今上島委員より詳細について説明があったわけでございますが、この件につきまして何かご質問、ご異議ございますか。(「異議なし」の声)よろしいですかね。

#### <9番山内委員>

ちょっと教えてください。(計画変更について)なぜこれ審議が必要になるんです?

# <事務局千田>

これは最初にAさんがまた別の人から5条で買ってAさんが住宅を建てるための許

可が出ていた件だったんです。それが計画実行できずに自分の土地にはなっていた んだけど5条許可のとおりにはなっていなかったところを、今度は別の人間がお家を 建てるので、計画変更と5条の申請を出していただいたのです。

## <武井会長>

はい、そのようなことで、確か2年くらい前にこの審議会かかっておったと思います。 そのあと住宅建設は長引いておって今回別のものが住宅を建てるということで事務局 の方へ相談をされた中で長期にわたってそのままになっておる土地でございますので、 再度この審議会にかけて建設に入って欲しいという指導がありまして、このように上が ってきたわけでございます。この件につきましてそういう経過がありますのでご承知を お願いしたいと思います。この件につきましてよろしいですか。それではこの件につき まして許可することにいたします。それでは8番についてお願いいたします。

## 8番、所有権の移転でございます。

神奈川県川崎市麻生区高石町四丁目..番..号のAさんが所有いたします、大字辰野字堂村...番地、地目は登記現況とも畑、面積87㎡を、大字伊那富...番地のBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。隣接の宅地と合わせ247.64㎡に住宅1棟を新築する計画です。申請地は第一種低層住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては赤羽委員、武井会長から意見をいただいております。

#### <武井会長>

はい、それでは赤羽委員より意見を求めます。

## <16番赤羽委員>

はい、16番の赤羽です。9月13日に武井会長と、行政書士の C さん立会のもとに 現地を確認しました。(図面により場所の説明)既存の宅地と一緒にして住宅を建てる という予定だそうです。確認結果としては境界がはっきりしていること、それと4.5メートル幅の町道に接していること、上下水道があるということ、地図の下に畑があるんです けれども、そこの隣接する耕作者に住宅を建設するということを説明済みで了解をいただいているというようなことを確認いたしまして、問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

## <武井会長>

はい、ただ今赤羽委員より詳細について説明があったわけですが、この件につきましてご質問ございましたらお願いしたいと思います。(質問なし)よろしいですかね。はい、この件につきまして許可することにいたします。3条から5条まで一応終わりました。

それでは議案第2号の農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局の方から説明をお願いいたします。

# 【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、1筆、面積は4281㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

# <武井会長>

はい、ただ今事務局の方から説明がありましたがこの件につきましてよろしいですか はい、全員理解できたということでございましたのでよろしくお願いいたします。続きま して報告事項に入りたいと思います。

## 報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、 9月許可決定の5条3件につきましては、長野県農業会議から9月18日付けで許可相 当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出です。内容は 議案書のとおりです。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、 書類を受理いたしました。

それから、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約でありますが、1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

### <武井会長>

はい、ただ今事務局から説明がありました報告事項よろしいですか。了解したという ことでございます。5番その他につきましてお願いいたします。

#### その他

- ○第58回長野県農業委員大会について 日時11月7日(水)場所キッセイ文化ホール 午後1時開催 受付開始正午~ 今年も全員参加で
- ○耕作放棄地全体調査(利用状況調査)の取り組みについて 次回農業委員会(11月7日(水))に提出を
- ○人・農地プランについて 5月総会で冊子を配布した、プラン作成についての説明

- ○農業委員後任人選について 年内にお願いしたい
- ○次回委員会開催日時 11月7日(水)午前9時00分~ 役場第6会議室
- ○ヒマワリ・大豆今後の日程について

各部長から説明(ひまわり:脱穀10月16日(火)午前8時~持ち物マスク、竹箕、熊手、ほうき、草刈り機、大豆:連作、害虫の被害なし、収穫はコンバインで10元 あたり1万円、仕込みは12月中に)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

	平成	年	月	日	
会	長				印
議事録署名人				印	
議事録署	名人				印